

防災性能確認業務規程

制 定 平成 13 年 1 月 1 日

最終改正 令和 7 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本防災協会（以下「協会」という。）が消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）第 4 条の 6 に定める「登録確認機関」として行う業務の実施に関する事項について定めることを目的とする。

(確認業務等)

第 2 条 協会が行う確認業務及びその付帯業務（以下「確認業務等」という。）は、次のとおりとする。

(1) 確認業務

ア 防災対象物品又はその材料（以下「防災対象物品等」という。）が防災性能を有することについての確認（以下「確認」という。）の申請があった場合に行う、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 4 条の 3 第 4 項に定める「防災性能の基準」に基づく試験・審査及び品質管理に関する検査・審査並びに確認

イ 確認の申請書類の記載事項の変更等に関する処理

ウ 協会の確認を受けた防災物品の防災性能及び品質管理についての追跡調査並びに当該調査結果に応じた必要な措置の実施

エ 消防庁長官の登録を受け、かつ、協会の確認を受けた者への規則に規定する防災表示のラベル（以下「防災ラベル」という。）の交付

オ 協会が実施した確認の業務に関し、苦情等の申立てがあった場合の処理

カ 確認業務に関する帳簿、書類等の管理及びそれらの閲覧に係る業務

キ 確認業務に係る経理及び財務に係る業務

(2) 付帯業務

ア 防災表示を付する者の登録の基準（平成 12 年消防庁告示第 9 号。）に規定する防災処理業者が防災対象物品等に防災性能を与えるために使用する防災薬剤（以下「防災薬剤」という。）についての試験・審査及び認定並びに防災薬剤ラベルの交付

イ 品質管理に当たる専門技術者のための「防災加工専門技術者講習」の実施

ウ その他の確認に係る業務

(業務運営)

第 3 条 協会は、「登録確認機関」の使命を有効、かつ、確実にを行うため、確認業務の運営方針を次のように定める。

(1) 協会は、確認業務以外の業務に影響されることなく、確認業務を公平かつ適正に行うものとし、確認を受けようとする者（以下「確認申請者」という。）又は確認を受けた者に対し、協会の確認業務に係るサービスを供するものとする。

- (2) 確認業務は、規程に従って遂行するものとする。
- (3) 確認に係る審査の業務は、確認業務の公正性を期すために、確認申請者と利害関係を有しない者が従事するものとする。
- (4) 協会は、実施した確認業務の結果に対し、責任を負うものとする。
- (5) 確認申請者から徴収する確認業務に係る料金は、公正妥当な額とする。
- (6) 協会は、確認業務を健全に運営するために必要な経営資源を維持、確保するものとする。
- (7) 確認業務の会計・経理は、その公正性を確保するため、他の業務と区分管理するものとする。
- (8) 確認業務に係る情報は、特別な事由があるものを除き公開するものとする。
- (9) 協会は、規則第4条の6第3項の消防庁長官が定める事項を記載した帳簿（以下「帳簿」という。）及び確認業務に係る書類等（以下「確認書類等」という。）を適切に保管・維持する。

（確認業務の実施体制と管理）

第4条 協会は、確認業務を実施するため、管理部及び技術部を置く。

- 2 確認業務のうち防災性能に関する試験・審査業務の管理は技術部長が、品質管理に関する検査・審査業務の管理は管理部長が行う。

（確認業務を取り扱う日及び時間）

第5条 確認業務の取り扱いは、次に掲げる休日を除いた日に行うものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 年末年始（12月29日から1月3日まで）
- (4) その他特に協会が指定する日

- 2 確認業務を取り扱う時間は、午前9時から午後5時までとする。

（確認業務を行う事務所及び区域）

第6条 確認業務を行う事務所は協会本部とし、業務を行う区域は日本全域とする。

（確認業務の実施）

第7条 協会は、確認業務を行うため、次の試験・検査・審査を行うものとする。

- (1) 防災対象物品等の防災性能に関する試験・審査
- (2) 当該防災対象物品等に係る品質管理に関する検査・審査

- 2 確認申請者は、前項（1）防災対象物品等の防災性能に関する試験・審査については、防災対象物品等1件ごとに別記様式第1の「防災性能確認審査申請書」、別記様式第3から第5までのいずれかに該当する「試料明細書」、別記様式第6の「防災薬剤成分表」及び当該防災対象物品等の種類に応じ別表第1に示す大きさの試料を、別表第2に示す担当区域を管轄する協会事務所に提出し、申請するものとする。規則第4条の4第1項第1号の登録を受けた者（以下「登録表示者」という。）にあっては、前項（1）防災対象物品等の防災性能に関する試験・審査について、次表に掲げる添付書類の提出を要さないものとし、申請は協会本部又は大阪事務所に行うものとする。

また、（2）当該防災対象物品等に係る品質管理に関する検査・審査については、別記様式第1の

「防災性能確認審査申請書」及び次表に示す添付書類を、別表第2に示す担当区域を管轄する協会事務所に提出し、申請するものとする。ただし、輸入販売業者（防災対象物品等を輸入し、その防災性能を確認して販売する者をいう。）にあっては、次表の添付書類中「防災加工主要工程図」及び「専門技術者配置説明書」の提出を要さない。

添付書類	備考
品質管理審査申請に関する説明書 (防災表示者登録申請書)	消防法施行規則別記様式第1号の2の2の4「防災表示者登録申請書」の写し
申請者の営業概要	「防災表示制度運用について」別添2登録申請書作成要領別記様式第1「申請者の営業概要」の写し
防災加工主要工程図	防災処理設備・器具の使用した加工工程及び防災性能検査について記載すること。加工工程の一部を下請工場で行う場合は、自社と区分して記入すること。
防災処理設備及び器具の説明書	「防災表示制度運用について」別添2登録申請書作成要領別記様式第3、4「防災処理設備及び器具の説明書」の写し
品質管理のための機器の説明書	「防災表示制度運用について」別添2登録申請書作成要領別記様式第5、6「品質管理のための機器の説明書」の写し
専門技術者配置説明書	「防災表示制度運用について」別添2登録申請書作成要領別記様式第7「専門技術者配置説明書」の写し
防災物品の品質管理方法説明書	「防災表示制度運用について」別添2登録申請書作成要領別記様式第8「防災物品の品質管理方法説明書」の写し 品質管理組織（組織図、責任者の所属・役職・氏名）、品質管理内容（検査基準）、防災ラベルの管理方法、記録等書類の管理方法につき記載すること

3 前項の規定にかかわらず、裁断・施工・縫製業者（防災物品の裁断、施工又は縫製に限った取扱いを行う者をいう。以下同じ。）にあっては、①別記様式第1の「防災性能確認審査申請書」、前項の表に掲げる②「品質管理審査申請に関する説明書（防災表示者登録申請書）」、③「申請者の営業概要」、並びに「防災加工主要工程図」、「防災処理設備及び器具説明書」、「品質管理のための機器の説明書」、「専門技術者配置説明書」、「防災物品の品質管理方法説明書」にかえて、④「防災表示制度運用について」別添2登録申請書作成要領別記様式第9の「防災物品の受入管理及び払出管理方法の説明書」の写しのみを提出するものとする。

4 協会は、提出された試料について規則第4条の3第3に定める数値及び第4項から第7項までに定める「防災性能の測定に関する技術上の基準」により試験・審査を行うものとする。

5 協会は、確認申請者が登録表示者でない場合、品質管理に関し、製造業者、防災処理業者又は輸入販売業者にあっては、添付書類及びその工場、事業場等（防災性能に影響する処理等を行なう下請業者の事業場、工場等を含む。）の現地調査による検査・審査を、裁断・施工・縫製業者にあっては添付書類による検査・審査を行うものとする。この場合における検査・審査の基準は、防災物品品質管理委員会が定める「防災物品品質管理基準」によるものとし、当該基準に定められた事項を維持・継続することができ、業種に応じた品質管理システムが構築されていることを検査・審査することにより行うものとする。

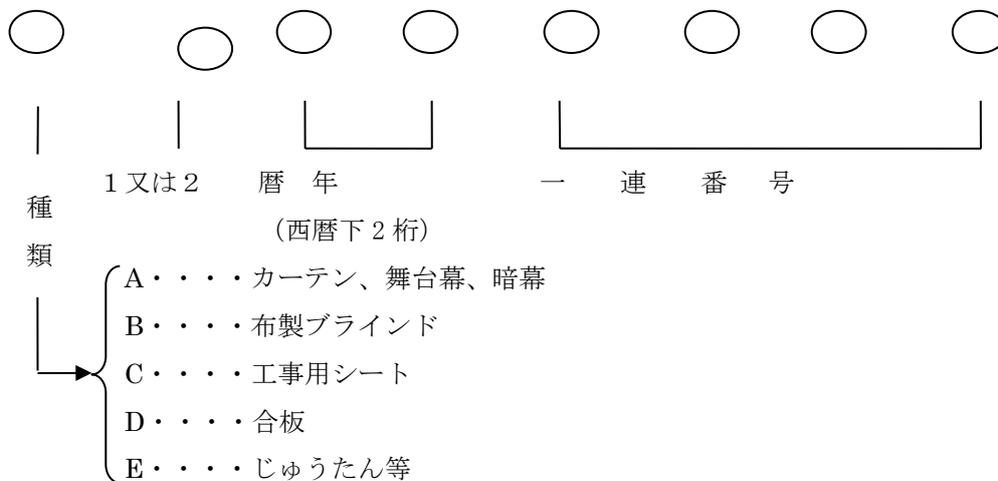
6 確認申請者は、前項の検査・審査後、別記様式第15の「誓約書」を提出するものとする。

7 協会は、第4項、第5項の試験・審査及び検査・審査の結果、基準に適合していると認め、かつ前

項の「誓約書」を確認申請者から受理した場合には確認を行い、確認申請者に別記様式第16又は第16の2の「防災性能確認審査結果通知書」により通知するものとする。また、基準に適合していないと認めた場合には、別記様式第17又は第17の2によりその旨通知を行うものとする。防災性能試験・審査結果の明細については、別記様式第18から第20までのいずれかの「防災性能試験結果明細書」により確認申請者に通知するものとする。

(試験番号)

第8条 協会は、協会が確認を行った防災物品に、次に定める方式により試験番号を付与するものとする。



2 試験番号を付与された防災物品を製造、防災処理又は輸入販売しようとする者は、試験番号を別に定める「試験番号登録規程」により登録するものとする。

(確認事項の変更等)

第9条 協会の確認を受けた者が、工場、事業場若しくは店舗（下請け、委託等に係るものを含む。）の追加、変更若しくは移転、防災物品の種類追加若しくは変更又は設備・機器等品質管理体制の変更等の防災性能に係わる現地検査を必要とする確認の申請書類の記載事項についての重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記様式第21の「確認事項変更審査申請書」に当該変更内容に係る必要な書類を添付して別表第2に従い協会事務所に提出し、申請するものとする。ただし、次の各号に掲げる事項の変更を行おうとする場合にあつては、消防庁運用通知別添1 防災表示者登録要綱中 別記様式第2の「防災表示者登録事項変更届出書」の写しにより届出るものとする。

- (1) 確認申請者に関する記載事項
 - ア 申請者の住所
 - イ 代表者氏名
 - ウ 名称
 - エ 工場、事業場又は店舗の名称
- (2) 試料明細に関する記載事項（防災性能に影響しないことが確認されている防災処理の工程変更

に限る。)

- (3) 品質管理に関する記載事項
 - ア 品質管理組織を有する場合の部門、構成、人員、職務内容についての変更
 - イ 品質管理組織を有しない場合の責任者の職名及び氏名についての変更
 - ウ 防災物品の品質、防災性能に係る資材の受入れ検査基準、防災物品である製品の検査基準及びこれらの検査結果の記録方法についての変更
 - エ 専門技術者の変更
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽微な変更を行おうとする場合にあっては、確認事項変更審査申請又は登録事項変更届出をすることを要しない。
 - (1) 防災性能を付するための設備又は品質管理のための機器についての同機種同等品との交換
 - (2) 品質管理組織を有する場合の当該部門についての人員の増加、職務内容の増加に伴う構成変更等
 - (3) 専門技術者の増員
- 3 次の各号に掲げる場合にあっては、新たに確認申請を行わなければならない。
 - (1) 個人として確認を受けた者が名義変更若しくは法人への組織変更を行おうとする場合、法人として確認を受けた者が組織変更（有限会社から株式会社への組織変更等をいう。）を行おうとする場合、その他同様な組織変更を行おうとする場合
 - (2) 業種の変更、追加又は削減を行おうとする場合
 - (3) 素材、防災薬剤及び防災処理の工程の変更を行おうとする場合（第1項第2号に掲げる事項の変更の場合を除く。）
- 4 確認を受けた者が廃業等を行う場合、組織変更を行い、新たに確認の申請を行う場合又は業種の変更若しくは追加を行う場合においては、消防庁運用通知別添1 防災表示者登録要綱中 別記様式第3の「防災表示を付する者の廃業等届出書」の写しにより廃業等した旨を届出するものとする。
- 5 協会は、第1項の申請がされた場合、第7条第6項及び第7項の規定に準じて、検査・審査及び確認を行い、その結果を通知するものとする。

(防災薬剤の認定の実施)

- 第10条 協会は、次により防災薬剤に関する試験・審査を行うものとする。
- (1) 防災薬剤の試験依頼者は、別に定める「防災薬剤防災性能試験規程」（以下「防災薬剤試験規程」という。）により大阪事務所又は協会本部に申請するものとする。
 - (2) 協会は、試験を依頼された防災薬剤により防災処理された試験布について、規則第4条の3第3項に定める数値及び第4項から第7項までに定める「防災性能の測定に関する技術上の基準」により試験・審査を行うものとする。
 - (3) 協会は、前号の試験・審査の結果、基準に適合していると認めた場合には、認定を行い、試験依頼者に対し防災薬剤試験規程に定める様式により通知するものとする。
 - (4) 協会は、基準に適合していると認めた防災薬剤に、防災薬剤試験規程に定める方式により試験番号を付与するものとする。
 - (5) 試験番号を付与された防災薬剤を販売しようとする者は、試験番号を別に定める「試験番号登録規程」により登録するものとする。

(防災ラベル等)

第11条 登録表示者であって協会の確認を受けた者又は防災薬剤が基準に適合していることについての協会の認定を受けた者は、別に定める「防災ラベル等取扱い及び品質管理に関する規程」により、防災物品についての防災ラベル又は当該防災薬剤についての防災薬剤ラベル（以下「防災ラベル等」という。）の交付を受け、当該防災ラベル等による表示を付すものとする。この場合において、カーテンについての防災ラベルによる表示については「防災ラベル等取扱い及び品質管理に関する規程」によりカーテン用補助ラベルを併せて添付又は縫付けするものとする。

2 協会は、前項の規定による防災ラベル等の交付の申請がされた場合には、「防災ラベル等取扱い及び品質管理に関する規程」に基づき防災ラベル等を交付するとともに、必要に応じカーテン用補助ラベルを支給するものとする。

(防災表示者の品質管理のための試験)

第12条 協会は、登録表示者が防災物品の品質管理のための防災性能試験を依頼した場合は、その試験を行うものとする。

2 品質管理に係る防災性能試験は、別に定める「品質管理等に係る試験依頼取扱規程」に基づき行うものとする。

(抜取・試買)

第13条 協会は、協会が交付する防災ラベルが付された防災物品の防災性能について調査するため、定期に又は必要に応じて随時に抜取・試買を実施するものとする。

2 抜取・試買は、別に定める要領に基づき行うものとする。

3 協会は、抜取・試買を行った防災物品が規則第4条の3第3項に定める防災性能を有していないことが判明した場合は、当該防災物品に防災ラベルを付した者に対し、その旨を通知し、原因の究明、製造・処理方法の改善、製品の回収等の是正、予防対策等の処置を講じるよう指示するものとする。

(確認を受けた者の調査)

第14条 協会は、協会の確認を受けた防災物品を製造又は販売する者が行う防災物品に関する品質管理について、定期に又は必要に応じて随時に調査するものとする。

2 前項の調査の結果、防災物品の品質管理の状況が第7条又は第9条の規定に基づき提出された書類及び「防災物品品質管理基準」に従っていないことが判明した場合は、当該防災物品を製造又は販売する者に対し、その旨を通知し、当該防災物品に係る品質管理方法の改善等の処置を講じるよう指示するものとする。

(防災性能を有していないことが判明した場合等の措置)

第15条 協会は、第13条の規定による抜取・試買又は前条の規定による調査により、防災物品が防災性能を有していないこと等が判明した場合又は協会の指示に従った改善等の処置が講じられない場合には、別に定める「防災物品に係る不適合等に対する措置に関する規程」により、確認の取消し、試験番号の抹消、防災ラベルの交付停止等の措置を行うことができるものとする。この場合において、

確認の取消しを行った場合には、協会はその旨を消防庁長官に報告するものとする。

(苦情等処理)

第16条 協会の確認業務に対し苦情等を受けたときは、解決のための処理を適切に図るものとする。

2 苦情等処理は、別に定める「苦情処理規程」に基づき行うものとする。

(確認業務を実施する者の基準)

第17条 確認業務に係る試験・審査及び検査・審査の業務に従事する者は、次に定めるいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学又は高等専門学校において工業化学又は応用化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者であつて、防災対象物品等が防災性能を有していることについての確認に関する実務に通算して1年以上従事した経験を有する者

(2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

2 過去2年以内に確認申請者の業務に従事し又は確認申請者にコンサルティングを行った者は、当該確認申請者の申請に係る確認業務を実施しないものとする。

(内部監査)

第18条 協会は、確認の業務が登録確認機関に要求される事項及び本規程に適合し有効、かつ、確実に運営されているか否かを監査するために内部監査制度を設ける。

(帳簿及び確認書類等の管理)

第19条 協会は、確認業務等が登録確認機関に要求される事項に適合し、また運営方針が有効、かつ、確実に運用されていることを実証するために、確認申請者又は依頼者より提出された確認申請等書類、協会がそれらの者に発行した確認業務書類及び確認業務等において作成した記録書類を保管・維持し、また、規則第4条の6第3項に基づき「帳簿」を作成のうえ保管・維持するとともに、必要に応じ閲覧に供するものとする。

2 協会は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書を作成し、5年間協会本部に備えておくとともに、利害関係人からの閲覧、謄写等の求めがあった場合には、これに応じるものとする。

(情報の機密保持、公開)

第20条 確認業務に関する機密保持等については、次の各号のとおりとする。

(1) 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、確認の業務遂行上で知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(2) 当該情報の機密を保護するため役員若しくは職員にあつては、協会の「就業規則」に従うものとする。協会を退職した後も同様とする。

(3) 法律で定められる場合を除き、ある特定の者に対する確認業務上知り得た情報は、当該者の書面での同意がない限り第三者に開示してはならないものとする。

2 確認業務等に関する本規程等の一般事項の情報については、原則として公開するものとする。

(防災加工専門技術者講習会)

第21条 協会は、専門技術者に必要な知識及び技能を修得させるための防災加工専門技術者講習会（以下「講習会」という。）を開催するものとする。

2 協会は、講習会の課程を修了し、かつ、修了考査に合格した者に、「防災加工専門技術者講習修了証」を交付するものとする。

3 講習会の運営は、別に定める「防災加工専門技術者講習会規程」によるものとする。

(手数料)

第22条 第7条第2項の規定による確認申請、第8条第2項の規定による登録、第9条第1項の規定による確認事項の変更の申請、第10条第1号の規定による認定の申請、第10条第5号の規定による登録、第11条の規定による防災ラベル等の交付の申請、第12条の規定による試験の依頼及び前条第1項の講習の受講をそれぞれしようとする者は、別に定める「防災物品に係る確認業務及び防災ラベル交付等に関する手数料規程」により、原則として銀行振込によって指定期日までに協会に手数料を納めなければならない。

2 前項により協会が収納した手数料は、原則として返還しない。

附 則

この規程は、平成13年1月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年9月15日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行前に改正前の「防災表示者に関する確認業務規程」第5条の規定によってなされた確認又は確認の申請は、改正後の「防災性能確認業務規程」第7条の規定によってなされた確認又は確認の申請とみなす。

2 前項に規定する場合のほか、この規程の施行前に改正前の「防災表示者に関する確認業務規程」の規定によってした処分、手続その他の行為は、改正後の「防災性能確認業務規程」中にこれに相当する規定があるときは、改正後の同規定によってしたものとみなす。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 1 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

必要な試料の大きさ

防災物品の種類		大きさ ^{※1}
カーテン等	イ 水洗い洗たく及びドライクリーニング	4 m ² 以上
	ロ 水洗い洗たく	3 m ² 以上
	ハ ドライクリーニング	3 m ² 以上
	ニ 洗たくなし	2 m ² 以上
布製ブラインド		2 m ² 以上
工事用シート		2 m ² 以上
合板		910mm×910mm (3尺×3尺)
じゅうたん等		1 m ² 以上 ^{※2}

※1 試料には、表・裏、たて方向等を明示し、一度に2点以上の試料を提出するときは、商品名又は型番を明示するなどして、識別できるようにしてください。

※2 タイルカーペット等の寸法が規格されているものは、合計の大きさが1 m²以上になる枚数が必要です。

裁断したときに分解してしまうもの（側地と詰物で構成されているマット等）や硬質なもの等は、試験体の作成をお願いする場合がございますので、事前にご相談ください。

事務所の所在地及びその事務所が確認申請を受付ける担当区域

事務所の名称及び所在地	確認申請受付の担当区域
公益財団法人日本防災協会（本部） (〒103-0022) 東京都中央区日本橋室町4-1-5 (共同ビル 9階) 電 話 (03) 3246-1661 F A X (03) 3271-1692	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、 長野県
北海道事務所 (〒060-0031) 北海道札幌市中央区北一条東1-4-1 (サン経成ビル 5階) 電 話 (011) 222-3928 F A X (011) 232-2545	北海道
名古屋事務所 (〒460-0015) 愛知県名古屋市中区大井町3-15 (日重ビル 3階) 電 話 (052) 321-4344 F A X (052) 321-4343	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
大阪事務所 (〒540-0011) 大阪府大阪市中央区農人橋2-1-30 (谷町八木ビル 1階) 電 話 (06) 6947-8844 F A X (06) 6947-8846	富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、 奈良県、大阪府、兵庫県、和歌山県、 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県
九州事務所 (〒810-0041) 福岡県福岡市中央区大名1-9-33 (ソロン赤坂ビル7階) 電 話 (092) 737-1010 F A X (092) 737-1011	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

防災性能確認審査申請書

(防災対象物品等)

年 月 日

公益財団法人 日本防災協会 理事長 殿

申請者住所	〒		
申請者名 (法人の場合は名称及び代表者氏名) (ふりがな)	担当者名		
	TEL		
	FAX		
	メールアドレス (任意記載)		

防災性能確認業務規程第7条の規定に基づき、以下の通り防災対象物品等の防災性能確認審査を申請します。

1. 消防庁長官登録	A. 登録済 (登録表示者)		B. 未登録
2. 登録者番号 (1. がAの場合のみ記載)			
3. 防災対象物品等の種類	4. 商品名 又は銘柄		
5. 審査申請対象業種 (1. がBの場合のみ記載)	1. 製造業	2. 防災処理業	3. 輸入販売業 4. 裁断・施工・縫製業

手数料費目	点数	金額	備考
燃 焼 試 験			
水 洗 い 洗 た く			
ド ラ イ ク リ ー ニ ン グ			
温 水 浸 漬			
防災性能試験手数料計 A			
品質管理審査手数料 B			手数料納入方法
手数料合計 A+B			現 金 ・ 銀行振込

※ 受付欄		※ 経過欄	
※ 受付日	年 月 日	※ 受付番号	号

- 注 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 「消防庁長官登録」欄は登録表示者にあつてはA、その他の者にあつてはBを○で囲むこと。登録表示者にあつては、「登録者番号」欄に当該番号を記載すること。
 3 裁断・施工・縫製業にあつては「防災対象物品等の種類」欄及び「商品名又は銘柄」欄には記載しないこと。
 4 「審査申請対象業種」欄は未登録者のみ記載すること。品質管理に関する検査・審査の対象業種をすべて○で囲むこと。
 5 手数料は消費税込の金額を記載すること。
 6 ※印欄は、記入しないこと。
 7 基準に適合することの確認を受けた後、当該申請書、添付書類、試験試料等に瑕疵があることが判明したときは、確認を取り消すことがあるので、留意すること。

試料明細書

〔カーテン、布製ブラインド、暗幕〕
〔どん帳、舞台幕、工事用シート〕

防炎対象物品等の種類			
商品名又は銘柄			
製造会社名（生産国名）		（ ）	
イ	素材・混用率		
	組 織		
	番手又は織度	たて	よこ
	密 度	たて	よこ
	基布以外の素材		
	質 量	g/m ² （複合製品の場合は総質量）	
	整 理 加 工 〔染色・樹脂〕 〔加工など〕	・機能加工（消臭・抗菌・防汚・撥水等）を行っている場合は、機能加工名称、加工剤名、加工処方を明記すること 機能加工を行っていない場合は「機能加工なし」と明記すること	
ロ	防 炎 薬 剤 名	「防炎薬剤成分表」に記載のとおり （薬剤の商品名及び主成分の化学品名と組成%を「防炎薬剤成分表」に必ず明記すること）	
	防炎処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・防炎加工時の防炎薬剤の薬液濃度或いは付与濃度を明記すること ・防炎加工方法（浸漬法・染色同時加工法・パッドスーム連続法等）を明記すること ・防炎加工時の処理時間及び温度を明記すること 	
洗 たく 等 の 種 類		イ 水洗い洗たく及びドライクリーニング	ロ 水洗い洗たく
		ハ ドライクリーニング	ニ 洗たくなし
			ホ 温水浸漬
備 考			

- 注 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 製造会社が日本以外の場合は、生産国名を（ ）内に記入すること。
 3 防炎素材製品はイ欄のみ、後加工品はイ欄・ロ欄とも記入すること。
 4 洗たく等の種類は、イ～ホのうち必要なものを○で囲むこと。

試料明細書

(じゅうたん等)

じゅうたん等の種類			
商品名又は銘柄			
製造会社名(生産国名)		()	
パ イ ル	素材・混用率		
	形 状 (高さ)	(mm)	
	密 度 本/2.54cm	たて	よこ
基 布			
バ ッ キ ン グ 材			
防 炎 薬 剤	使用の有無		
	防 炎 薬 剤 名	「防炎薬剤成分表」に記載のとおり	
	防炎処理の工程		
備 考			

- 注 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 製造会社が日本以外の場合は、生産国名を()内に記入すること。

消炎薬剤成分表

商品名又は銘柄	
---------	--

区分	化学名	組成 (%)	備考
主成分			
不純物			
備考			

注 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

申請者の営業概要

1 会社概要

商号 資本金 (法人の場合) 創業年月 従業員数	千円 年 月 名
連絡先	担当者 (役職・氏名) 電話: — —

2 会社組織図

--

3 施設の概要

	区分	住所・連絡先	備考
自社工場			
下請工場			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

防災処理設備及び器具の説明書

区 分		名称 (型式)	寸法・能力	台数	備考
防災性能を付与するための設備及び器具	イ 鑑別に必要な器具				
	ロ 防災薬剤の調合に必要な器具				
	ハ 浸漬、脱水、乾燥設備				
	ニ 噴霧器				
	ホ 貼り合わせ設備、器具				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 「名称(型式)」の欄は、所有している機器ごとに列記すること。
 3 製造業者のうち防災性能を与えるための処理を要しない生地、その他の材料を製造する者にあつては、「防災処理を付与するための設備及び器具」の欄は記載しないこと。
 4 「寸法・能力」の欄には、「名称(型式)」の欄に記載されている設備又は器具の寸法及び性能の他に、その設備又は器具によって防災性能を付与するための方法及び設備又は器具の保守点検の方法を記載すること。
 ただし、設備又は器具によって防災性能を付与するための方法の記載については、防災性能を付与するための工程についての資料を添付することで代えることができる。

品質管理のための機器の説明書

区 分		名称 (型式)	寸法・能力	台数	備考
品質管理の機器	イ 防災性能測定機器 (所有、その他)				
	ロ 耐洗たく性能に係る試験機 (所有、その他)				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 「名称(型式)」の欄は、所有している機器ごとに列記すること。
 3 カーテン、幕類以外の製造業者、防災処理業、輸入販売業者にあつては、「品質管理のための機器」の欄中耐洗たく性能に係る試験機は記載しないこと。
 4 「防災性能測定機器」及び「耐洗たく性能に係る試験機」の欄は、それぞれ該当する箇所に○印を付し、「その他」の場合には、備考欄に機器借受先又は随時依頼する試験機関名を記載すること。
 5 「寸法・能力」の欄には、「名称(型式)」の欄に記載されている機器の寸法及び性能の他に、その機器の品質管理に対する使用方法及び校正の方法を記載すること。

防災処理設備及び器具の説明書

区 分		名称(型式)	寸法・能力	台数	備考	
防災性能を付与するための設備及び器具	イ 鑑別に必要な器具					
	ロ 防災薬剤の調合に必要な器具					
	ハ 均一に防災性能を与えることができる設備					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 「名称(型式)」の欄は、所有している機器ごとに列記すること。
 3 製造業者のうち防災性能を与えるための処理を要しない生地、その他の材料を製造する者にあつては、「防災処理を付与するための設備及び器具」の欄は記載しないこと。
 4 「寸法・能力」の欄には、「名称(型式)」の欄に記載されている設備又は器具の寸法及び性能の他に、その設備又は器具によって防災性能を付与するための方法及び設備又は器具の保守点検の方法を記載すること。
 ただし、設備又は器具によって防災性能を付与するための方法の記載については、防災性能を付与するための工程についての資料を添付することで代えることができる。

品質管理のための機器の説明書

区 分		名称(型式)	寸法・能力	台数	備考
品質管理の機器	イ 防災性能測定機器 (所有、その他)				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 「名称(型式)」の欄は、所有している機器ごとに列記すること。
 3 「防災性能測定機器」の欄は、該当する箇所には○印を付し、「その他」の場合には、備考欄に機器借受先又は随時依頼する試験機関名を記載すること。
 4 「寸法・能力」の欄には、「名称(型式)」の欄に記載されている機器の寸法及び性能の他に、その機器の品質管理に対する使用方法及び校正の方法を記載すること。

専門技術者配置説明書

下記のとおり防災表示を付する者の登録の基準第3第4号に規定する専門技術者を品質管理部門に置いています。

氏名	生年月日	住所	学歴	防災処理又は研究の従事期間	備考

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 専門技術者の「氏名」の下に、所属部署を記載すること。
 - 3 「学歴」の欄には、工業化学等に関する学科又は課程を修了した学校名又は課程名を記載し、卒業証明書(写)を添付すること。
 - 4 「防災処理又は研究の従事期間」の欄には、防災処理又は研究に従事した年月数を通算して記載すること。
 - 5 登録基準第3、4(1)及び(2)に該当しない者を専門技術者とする場合には、備考欄にその旨を記載し、その者が防災加工のための知識及び技能を有することを証する書類等を添付すること。

誓 約 書

申請者は、下記の事項を厳守することを誓約します。

1 (変更等の届出等)

申請者は、公益財団法人日本防災協会（以下「協会」という。）の防災性能確認審査の実施以降に、申請者の申請に係る申請書又は添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、「防災性能確認業務規程」第9条の規定により協会に変更審査又は変更届出をするものとする。また、廃業するときも届出るものとする。

2 (品質管理に関する義務)

申請者は、防災性能確認審査結果通知書により基準に適合することの確認を受け、消防法第8条の3第2項の表示をする防災物品を製造、防災処理、輸入販売又は裁断・施工・縫製するときは、適正な品質管理に努めるものとする。

申請者は協会からの防災性能確認審査結果通知書により基準に適合することの確認を受けた後で、「防災ラベル等取扱い及び品質管理に関する規程」に基づいて協会が行う品質管理に関する調査に協力し、また協会が申請者の品質管理に関する問題を把握したときは、その対策のために協会が行う指示に従うものとする。

年 月 日

申請者

住所

氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

公益財団法人 日本防災協会 理事長 殿

防災性能確認審査結果通知書

防災協確審第 号
年 月 日

殿

公益財団法人日本防災協会
理事長

年 月 日付で申請のありました防災性能確認審査の結果を下記のとおり通知します。

記

防災性能に関する試験・審査及び当該防災物品等に係る品質管理に関する検査・審査の結果、基準に適合するものと確認いたしました。

防災性能試験結果については、添付資料「防災性能試験結果明細書」を参照下さい。

防災性能確認審査結果通知書

(裁断・施工・縫製業)

防災協確審第 号
年 月 日

殿

公益財団法人日本防災協会
理事長

年 月 日付で申請のありました防災性能確認審査の結果を下記のとおり通知します。

記

品質管理に関する検査・審査の結果、基準に適合するものと確認いたしました。

防災性能確認審査結果通知書

防災協確審第 号
年 月 日

殿

公益財団法人日本防災協会
理事長

年 月 日付で申請のありました、防災性能確認審査の結果を下記のとおり通知します。

記

防災性能に関する試験・審査及び当該防災物品等に係る品質管理に関する検査・審査の結果、基準に適合しないものと確認いたしました。

防災性能試験結果については、添付資料「防災性能試験結果明細書」を参照下さい。

防災性能確認審査結果通知書

(裁断・施工・縫製業)

防災協確審第 号
年 月 日

殿

公益財団法人日本防災協会
理事長

年 月 日付で申請のありました、防災性能確認審査の結果を下記のとおり通知します。

記

品質管理に関する検査・審査の結果、基準に適合しないものと確認いたしました。

防災性能試験結果明細書

〔カーテン、布製ブラインド、暗幕、
どん帳、舞台用幕、工事用シート〕

日防試第 年 月 日 号

公益財団法人 日本防災協会
理事長

年 月 日 付で受けました試験試料の試験結果及び試験番号は
下記及び別紙「防災性能試験結果明細書2」のとおりです。

記

適合区分	洗たく等種類別の試験結果	洗たくなし	水洗い洗たく	ドライクリーニング	温水浸漬

試験番号	
------	--

物品の種類		商品名 又は 銘柄	
素材・混用率			
組織		質量	
番手	ﾀ ｺ	密度	ﾀ ｺ
備考			

防災性能試験結果明細書 2

〔カーテン、布製ブラインド、暗幕、
どん帳、舞台用幕、工事用シート〕

洗たく等の種類								
測定項目	適合基準 試験No.	残炎時間	残じん時間	炭化面積	測定項目	炭化長	測定項目	接炎回数
		秒以下	秒以下	cm ² 以下				
分 加 熱	1				1		1	
	2				2		2	
	3				3		3	
着炎後 秒 加 熱	1						4	
	2						5	
洗たく等の種類								
測定項目	適合基準 試験No.	残炎時間	残じん時間	炭化面積	測定項目	炭化長	測定項目	接炎回数
		秒以下	秒以下	cm ² 以下				
分 加 熱	1				1		1	
	2				2		2	
	3				3		3	
着炎後 秒 加 熱	1						4	
	2						5	
洗たく等の種類								
測定項目	適合基準 試験No.	残炎時間	残じん時間	炭化面積	測定項目	炭化長	測定項目	接炎回数
		秒以下	秒以下	cm ² 以下				
分 加 熱	1				1		1	
	2				2		2	
	3				3		3	
着炎後 秒 加 熱	1						4	
	2						5	

防災性能試験結果明細書

(じゅうたん等)

日防試第 年 月 号
日

公益財団法人 日本防災協会
理事長

年 月 日 付で受けました試験試料の試験結果及び試験番号は
下記のとおりです。

記

区 分					試 験 番 号		
種 類					素材・混用率 (パイル)		
商 品 名 又 は 銘 柄					パイルの形状 (高 さ)	(mm)	
測定項目 適合基準 試験No.	残 炎 時 間	炭 化 長	測定項目 適合基準 試験No.	残 炎 時 間	炭 化 長		
	20秒以下	10cm以下		20秒以下	10cm以下		
縦 方 向	1		横 方 向	1			
	2			2			
	3			3			
備 考							

防災性能試験結果明細書

(合 板)

日防試第 年 月 号
年 月 日

公益財団法人日本防災協会
理事長

年 月 日付で受けました試験試料の試験結果及び試験番号は
下記のとおりです。

記

区 分		試 験 番 号	
-----	--	---------	--

商品名 又は 銘柄		材 質		厚 さ	
-----------------	--	-----	--	-----	--

試 験 結 果 表

測定項目 適合基準 試験No.	残 炎 時 間	残じん時間	炭 化 面 積	備 考
	10秒以下	30秒以下	50cm ² 以下	
1				
2				
3				

確認事項変更審査申請書

年 月 日

公益財団法人 日本防災協会 理事長 殿

申請者

〒 -

住所

電話番号

- -

氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

防災性能確認申請書の記載事項を変更したいので、防災性能確認業務規程第9条第1項の規定に基づき以下のとおり審査申請します。

記

防災表示者の業種			
登録者番号			
変更事項			
変更前	変更後	変更理由	
変更審査に係る手数料			
※ 受付欄		※ 経過欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。
 3 防災性能確認審査申請書の添付書類の記載内容を変更するときは、適宜必要な書類を添付すること。

防災表示者登録事項変更届出書

令和 年 月 日		
消防庁長官 殿		
届出者住所 〒 _____ _____ 氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) _____		
防災表示者としての登録事項を変更したいので、下記により届け出ます。 記		
防災表示者の業種		
登録者番号		
登録時又は前回変更後の 防災性能の確認方法 (いずれかに○印)	① 登録確認機関による。 <u>登録確認機関名:</u> _____ ② 自ら行う。	
変更事項		
変更前	変更後	変更理由
※ 受付欄	※ 経過欄	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 防災性能を与えるための処理、品質管理等のための設備又は機械器具の状況等を変更するときは、適宜必要な書類を添付すること。
 - 変更後に登録確認機関に防災性能の確認を行わせる場合には、登録確認機関に確認の申込みをした旨を証する書類を添付すること。
 - ※印の欄は記入しないこと。

防災表示を付する者の廃業等届出書

令和 年 月 日

消防庁長官 殿

届出者住所

〒 _____

氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

防災表示を付する者としての業を廃業等したいので、下記により届け出ます。

記

住 所	
氏 名 (法人の場合は名称 及び代表者氏名)	
防災性能の確認方法	①登録確認機関 () による。 ②自ら行なう。
廃業等する業種	
登録者番号	
廃業等理由	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 防災性能の確認方法の欄は、いずれか該当する番号に○印をつけ、登録確認機関に行わせることとしている場合には登録確認機関名を記入すること。
3 ※印の欄は、記入しないこと。